

みなみいせまつり 2026 協賛金募集要項

(目的)

第1条 みなみいせまつり 2026 実行委員会(以下「実行委員会」という)は、南伊勢町の魅力を発信し、人の往来の増加や町産品の消費拡大に繋げるとともに、移住定住や産業活性化、文化継承など、様々な分野で南伊勢町の「輝き」を「未来」へ受け継いでいくことを目的に、令和8年12月19日に「みなみいせまつり 2026」(以下「本まつり」という)を開催する。本まつりの運営資金として、企業・団体・個人の皆様から協賛を募り、持続可能なイベント運営を目指す。

(協賛の種類及び用途)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 協賛は実行委員会に対する協賛金とする。

2 協賛金は、そのすべてを本まつりの運営に充て、目的以外用途には一切使用しない。ただし、何らかの事情により本まつりが開催されない場合は、次年度以降のみなみいせまつりに使用するものとする。

(募集期間)

第3条 協賛は、令和8年11月1日から令和8年12月11日までとする。

(協賛金の申込等)

第4条 実行委員会委員長(以下「委員長」という。)は、協賛金を申し込む企業等(以下「申込者」という。)に対し、みなみいせまつり 2026 協賛申込書(様式1号)(以下「申込書」という。)の提出を求めるものとする。

2 協賛金は一口当たり一万円とし、申込者の希望に応じた額を納付できるものとする。

(協賛金の申込受理等)

第5条 委員長は、前条の申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対してみなみいせまつり 2026 協賛受理書(様式2号)(以下「受理書」という。)により受理した旨を通知する。

(協賛金の納入等)

第6条 協賛金の納入は、受理書の通知を受けた申込者が、委員長が指定する口座に納入することによって行うものとする。

2 委員長は、協賛金を納入した企業等が領収書の発行を希望するときは、領収書(様式3号)を発行することができる。

(協賛者)

第7条 協賛者とは協賛を行った企業等をいう。

(協賛特典)

第8条 協賛特典は、南伊勢町ホームページへの掲載及び会場へ掲示並びに会場案内図への掲載とする。なお、100口以上の協賛者に対しては南伊勢町ホームページ等への掲載をバナー広告とする。

(協賛金申込の不受理等)

第9条 委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (5) その他、委員長が不相当と判断する者

2 委員長は、申込書を提出した者が、その後前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、協賛者に対しその旨を通知するとともに、原則として協賛金を返戻する。

(税務上の取り扱い)

第10条 協賛金は、広告宣伝費として全額損金算入できる。なお、公表を希望しない場合は損金算入できません。